

社会福祉法人安曇野市社会福祉協議会公益活動団体等登録に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人安曇野市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、市内を拠点に活動する市民活動及びボランティア活動を行う団体または個人（以下「公益活動団体等」、並びにボランティア活動に参加したい個人（以下「公益活動希望者」という。）を登録し、情報の収集及び発信、並びにコーディネート支援を行うことで、公益活動の推進を図ることを目的とする。

(登録の分野等)

第2条 公益活動団体等の登録の分野は、別表に掲げるとおりとする。

(登録の条件)

第3条 公益活動団体等に登録をしようとする団体及び個人は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 安曇野市内を活動拠点とし、自発的に公益活動に取り組む者
- (2) 特定非営利活動促進法第2条第1項に規定する特定非営利活動に該当する活動を行う者
- (3) 公益活動を目的とし、宗教活動、政治活動あるいは営利活動を目的としない者
- (4) 社協の事業に連携や協力ができる者

2 公益活動希望者として登録をしようとする者は次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 公益活動に意欲をもって実践しようとする者
- (2) 営利を目的としない者

(登録の手続き)

第4条 公益活動団体等の登録をしようとする団体等は、安曇野市社協公益活動団体等登録票（様式第1号）に公益団体等名簿（様式第2号）を本会会長に提出するものとする。

2 本会会長は、前項の登録票の提出があったときは、内容を確認し、適当であると認めた場合は、公益活動団体等を登録し、登録事項を登録台帳に整理保管する。

3 公益活動希望者に登録をしようとする者は、安曇野市社協公益活動申込書（様式第3号）を本会会長に提出するものとする。

4 本会会長は、前項の申込書の提出があったときは安曇野市社協公益活動申込者から聞き取りにより安曇野市社協公益活動申込者調書（様式第4号）を作成するものとする。

5 本会会長は、第3項の申込書の提出があったときは、前項の調書により内容を確認し、適当であると認めた場合は、公益活動希望者として登録する。

(登録事項の公表)

第5条 登録した公益活動団体等（以下「登録団体等」という。）に関する登録台帳の登録事項は、登録票記載事項によるものとし、同意の得られた部分については、ホームページ

等で公表するものとする。

(登録事項の訂正等)

第6条 登録団体等は、登録事項について訂正又は加除を希望するときは、書面により随時その旨を申し出ることができる。

2 本会会長は、前項の申し出があったときは、内容を確認し、適当であると認めた場合は、登録台帳の記載内容を訂正等するものとする。

(登録の更新)

第7条 本会会長は、登録団体等の登録更新を1年に1回行うものとする。

2 前項の規定において、当該年度内の登録があった場合でも、その年度を1年とカウントするものとし、年度末をもって更新となる。

3 本会は、登録団体等の登録票の内容の加除等変更により登録票を再度提出した場合には、その内容を適当と認めた場合は、登録を更新することができる。

4 前項の規定による登録の更新があっても、第1項の規定の更新は、従前のおりとする。

(登録団体等への支援)

第8条 本会会長は、登録団体等に次の支援を行う。

(1) 公益活動に関する情報の提供

(2) 公益活動に関する行事等への案内

(3) 本会並びに本会安曇野市豊科ささえあいセンター（以下「ささえあいセンター」という。）及びボランティアセンターが発行する情報誌等への登録団体等の情報の掲載

(4) ささえあいセンターの利用

(5) その他本会会長が必要と認める支援

(登録の取消)

第9条 登録団体等が次の各号のいずれかに該当するときは登録を取り消すものとする。

(1) 登録団体等から取消の申し出があったとき。

(2) 登録団体等が登録要件に反し政治、宗教又は営利目的の活動を行ったとき。

(3) 登録団体等が、社会的信用を失墜するような行為をしたとき。

(4) 前各号に定めるもののほか、本会会長が不適格と認めたとき。

2 登録した公益活動希望者（以下「登録活動希望者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは登録を取り消すものとする。

(1) 登録活動希望者から取消の申し出があったとき。

(2) 登録活動希望者が、社会的信用を失墜するような行為をしたとき。

(3) 前各号に定めるもののほか、本会会長が不適格と認めたとき。

(活動実践コーディネーター)

第10条 本会会長は、登録団体等あるいはその他公益活動団体等が公益活動者の参加を募る場合には登録活動希望者へその情報を案内する。

2 登録活動希望者は、前項の案内があったときは参加の希望の有無を本会会長へ申し出るものとする。

3 本会会長は、前項の規定により参加希望の申し出があった場合には第1項の公益活動の参加を募る公益団体等へ登録活動希望者の情報を報告する。

4 前項の報告後、第1項の公益活動の参加を募る公益団体等及び登録活動希望者は公益活動の参加に向けた打ち合わせを行い、活動を実践する。

(個人情報の保護)

第11条 個人のプライバシー保護のため、個人情報の取り扱いについては本会個人情報保護に関する方針に基づき、適正に管理する。

(市民への周知)

第12条 本会会長は、登録団体等の個人情報を除く活動内容等について周知に努めるとともに、市民が気軽に活動に参加又は依頼ができる環境の整備に努める。

(登録団体等の情報の活用)

第13条 本会会長は、登録団体等に関する周知の方法は、ホームページ、電子メール、郵便、書面又は電話等とする。

第14条 本会会長は、登録団体等の情報を公益活動等のコーディネート業務に使用することができる。

2 本会は、前項の規定により活用するときは、個人の同意を得た上で、登録票に記載されている個人情報の提供をすることができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。なお、第4条第3項及び第4項、並びに第9条第2項は、令和6年10月25日から施行する。

別表

福祉・介護・健康	学術・芸術	地域づくり	地域安全・防災
環境保全	食・農	子ども	教育
歴史・文化	スポーツ	ICT・情報化	観光振興
人権・国際	その他		